

議案第99号

磐田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

磐田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年12月5日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 磐田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年磐田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 磐田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の磐田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の磐田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

磐田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
<p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p>

磐田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
<p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p>

## 令和6年度 給与勧告について

### ■本年の給与勧告のポイント

- ① 民間給与との較差（2.76%）を解消するため、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に俸給表を引上げ改定
- ② 民間の支給状況に見合うようボーナスを0.10月分引上げ、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

## 1 給与勧告制度の基本的考え方

- ・労働基本権制約の代償措置として、人事院勧告に基づき給与を決定
- ・給与勧告は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準と国家公務員の給与水準を均衡させることが基本

## 2 民間給与との比較に基づく給与改定等

### (1)民間給与との比較

＜月例給＞

民間給与との較差 11,183円（2.76%）

＜ボーナス＞

民間の支給割合 4.60月（公務の平均支給月数 現行4.50月）

### (2)給与改定の内容と考え方

＜月例給＞

#### ■行政職俸給表（一）

- ・採用市場での競争力向上のため、一般職試験（大卒程度）に係る初任給を23,800円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を21,400円引上げ
- ・若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ改定

＜ボーナス＞（年間）

【特別職】 4.50月分⇒4.60月分

【一般職】 4.50月分⇒4.60月分（再任用職員：2.35月分⇒2.40月分）

【市議会議員】 3.40月分⇒3.45月分

			6月期	12月期
令和6年度	期末手当	特別職	2.25月	2.35月
	期末手当 勤勉手当	一般職	1.225月(0.6875月) 1.025月(0.4875月)	1.275月(0.7125月) 1.075月(0.5125月)
	期末手当	市議会議員	1.70月	1.75月
令和7年度	期末手当	特別職	2.30月	2.30月
	期末手当 勤勉手当	一般職	1.25月(0.7月) 1.05月(0.5月)	1.25月(0.7月) 1.05月(0.5月)
	期末手当	市議会議員	1.725月	1.725月

( ) 内は再任用職員

＜実施時期＞

月例給：令和6年4月1日（遡及適用）

ボーナス：法律の公布日